

監護相当・生計費負担についての確認書 主なQ&A

No.	質問	回答
1	児童の兄弟等を含めても子が3人以上いない場合（例えば19歳の子と17歳の児童を養育している場合）であっても、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は必要ですか。	児童の兄弟等がいる場合であっても、合計の人数が3人以下である場合は提出する必要はありません。
2	戸籍上で自身の子ではない子（例えば妻の子）であっても、養育している子の人数に加算することはできますか。	戸籍上で自身の子ではない子であっても、申立人がその子について実子同様に監護を行っており、かつ生計費の負担があれば加算することができます。 （※加算対象にはできませんが、受給はできません。）
3	児童の兄弟等が留学をしており、日本に住民票がない場合、養育している子の人数に加算することはできますか。	留学を理由に日本に住民票を有しない児童の兄弟等であっても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができる場合があります。別途提出が必要な書類がありますので、一度ご相談ください。
4	児童の兄弟等が仕事をしている場合、職業等の欄のどれに○をつければよいでしょうか。	仕事をしている場合には、その他に○をつけてください。
5	児童の兄弟等が予備校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	予備校に通っている場合には、無職（アルバイトをしている場合にはその他）に○をつけてください。また、卒業予定年月や通学先については記載しないでください。
6	児童の兄弟等が専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先（専門学校・短大・高等専門学校名）を記載してください。
7	児童の兄弟等が高校（定時制を含む）に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	高校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先（高校名）を記載してください。
8	監護相当・生計費の負担がある児童の兄弟等が住民票を異動していない（申立人と同居していることになっている）ものの、通学の理由などにより下宿（別居）している場合は、住所欄はどこを記載すればよいですか。また、「申立人による監護相当の状況」欄は1,2のどちらに該当しますか。	住所欄は住民票上の住所を記載することとなっていますので、申立人と同居しているものとして住所は申立人と同住所を記載することになります。 また、「申立人による監護相当の状況」欄については、住民票上の住所が同一の場合は同居（1に該当）、別の場合は別居（2に該当）としてください。
9	今後、児童の兄弟等の監護相当・生計費負担がなくなった場合は、どのようにすればよいですか。	監護相当・生計費負担がなくなった場合には、手続きが必要です。手当額に影響しますので速やかに窓口にて手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがありますので、必ず速やかに手続きをしてください。
10	今後、学生であった児童の兄弟等が学生でなくなった場合や有職者（仕事をしている者）であった児童の兄弟等が仕事を辞めた場合等、確認書に記載した内容と変更があった場合に、手続きを行う必要がありますか。	質問のような、確認書に記載・提出した内容に変更があった場合には、手続きが必要です。速やかに窓口にて手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがありますので、必ず速やかに手続きをしてください。

【用語の意味】

監護相当・・・児童の兄弟等について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合をさします。

生計費の負担がある・・・児童の兄弟等が請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合をさします。